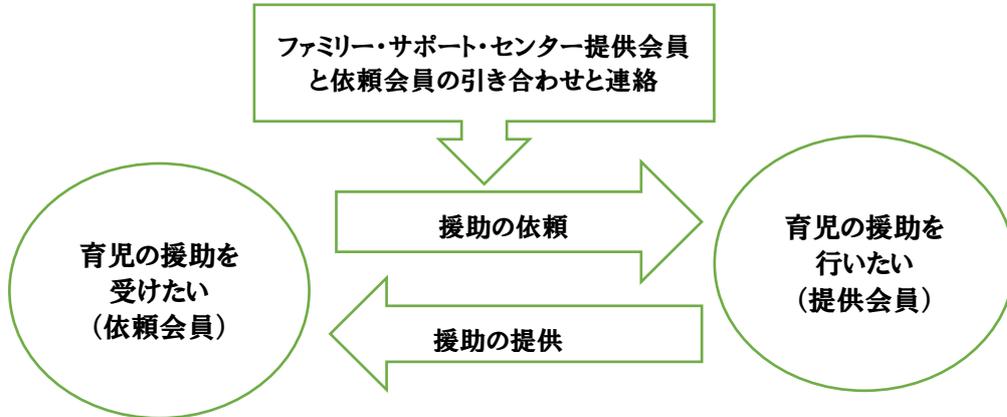


# ファミリー・サポート・センターの仕組み

## 会員同士で支え合う組織

育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、ファミリー・サポート・センターが仲介して、会員同士が支え合います。



※ 自分の休養時には預かって欲しいけれど、時間があるときは子どもを預かることができる人は「両方会員」になることもできます。

## 活動はどんなふうにする？

### ① 会員登録を

支援対象児は  
生後6か月～12歳まで

依頼会員 Aさん

会員登録

提供会員紹介申し込み

提供会員 Bさん

会員登録・講習会受講

資格は不要ですが、必要な講習を受けます

### ② 援助活動の依頼・実施

実施場所は、  
提供会員・依頼会員間  
で合意により決定

ファミリー・サポート・センター

依頼会員と提供会員の仲介紹介をします

Bさんの紹介

Aさん援助の打診

依頼会員・提供会員の事前準備

依頼会員 Aさん

援助の依頼

提供会員 Bさん

援助活動を実施

### ③ 活動後

提供会員へ料金支払い

活動報酬

ファミリー・サポート・センター  
への活動報告書作成

## 利用概要

援助活動日	援助活動時間	報酬金額
月曜日～土曜日	午前7時～午後9時まで	600円／1時間
日曜日、祝祭日、年末年始、	午前7時～午後9時まで	700円／1時間

- ※ 上記以外の時間について、また援助に必要なもの・食事・おやつの提供は両会員の合意によります。
- ※ 宿泊を伴う預かりや病児の預かりは援助できません。  
(障害児・病後児の預かりは両会員の合意によります)
- ※ 送迎については、通常の支援サービスに含めます。  
(自動車を使用してのサービス上の事故については、自己責任となります)
- ※ 1回の援助が1時間に満たない場合も、1時間とみなします。
- ※ 1時間を超える援助活動については、30分を超えた場合は1時間の利用料とし、30分以内は半額とします。
- ※ 同時に兄弟姉妹を預ける場合は、2人目から半額となります。